



「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」 について

ジェネリック医薬品の役割は「医療の質を落とすことなく、患者負担を軽減し、限られた医療資源の有効活用に寄与し、保険医療財政の改善に貢献すること」とされ、少子高齢化が進む日本の皆保険制度を支えるために、その一翼を担っています。

ジェネリック医薬品製造販売企業は国の目標であるジェネリック数量シェア 80%達成のため、これまで増産を続けてきました。しかし昨今、中国の環境規制問題や COVID-19 感染拡大などによるサプライチェーンの寸断や品質管理の不徹底に起因した出荷停止に、自主回収問題などの事案が目立っており、ジェネリック医薬品に対する医療関係者からの信頼を失いかねない状況になっています。

今回、改めてこれまでのジェネリック医薬品業界の安定供給への取り組み、「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」について紹介させていただくことで、GE 薬協会員の皆様に安定供給の重要性について再度お考えいただく機会となればと思います。

医薬品業界のこれまでの安定供給への取り組み

平成 19 年に策定された「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」において、安定供給に関わる指摘に対して、納品までの時間短縮、在庫の確保、注文先の一覧性の確保、全規格揃え、ジェネリック医薬品の数量シェア拡大への対応などに取り組んできました。GE 薬協は「品切れ防止のための留意点」を作成し、会員企業に安定供給マニュアルの作成とその適切な運用を求めました。

平成 25 年に策定された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」では業界団体である日本製薬団体連合会が「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」を作成し、ジェネリック医薬品を製造販売する全ての製造販売業者は、本ガイドラインに準拠した「安定供給マニュアル」を作成・運用し、適切な需要予測に基づき原薬等を確保し、製造管理、品質管理を徹底し、医薬品企業として安定供給の責任を果たすことといたしました。

「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」

「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」は、ジェネリック医薬品の安定供給を確保するため、製造販売業者が安定供給マニュアルを作成するための指針を示すものです。GE 薬協会員の皆様におかれては、本ガイドラインに準拠した「安定供給マニュアル」を再度ご確認ください、自社の安定供給に関わる体制と取り組みが十分かどうか再確認いただければと思います。

www.fpmaj.gr.jp/documents/nyn136.pdf



(ガイドラインに記載されている主な内容)

1、序文

- 1) 本ガイドライン制定の目的
- 2) 本ガイドライン対象者
- 3) 本ガイドラインの改訂

2、安定供給に寄与する組織・責任者について

- 1) 組織・責任者
- 2) 安定供給責任者の責務について

3、安定供給に寄与するための手順について

- 1) 原薬の安定確保に関する手順について
- 2) 在庫管理に関する手順について
- 3) 生産管理に関する手順について
- 4) 他社に製剤を製造委託する場合の手順について
- 5) 配送に関する手順について
- 6) 安定供給に関連する情報の収集、評価に関する手順について
- 7) 安定供給に支障をきたすおそれがある案件発生時の対応に関する手順について
- 8) 品切れ等発生時の対応に関する手順について
- 9) 供給停止に関する手順について
- 10) 記録に関する手順について
- 11) 自己点検に関する手順について
- 12) 制定改廃に関する手順について

医薬品の安定供給に関する最近の動き

昨年、海外原薬が環境規制問題で供給停止したことにより起きた抗生物質の供給停止が問題となりました。昨今、医薬品の供給に関わる問題については「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」で定めている手順だけでは防ぐことのできない事案も出てきており、厚生労働省は「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」を立ち上げ、医薬品の安定確保を図るための取組みとして、以下の検討・整理を行っています。

- 安定確保に特に配慮を要する医薬品「安定確保医薬品」の選定
- 供給不安を予防するための取組
- 供給不安の兆候をいち早く捕捉し早期対応に繋げるための取組
- 実際に供給不安に陥った際の対応について



安定供給は、基本的に企業が取り組むべき事項ですが、医療用医薬品の安定確保には国も関与していく必要があります。今回の取り纏めはそのことも踏まえた内容となっています。詳細につきましては、「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（取りまとめ）資料」をご確認いただければと思います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13781.html

医療機関・薬局に対する欠品・出荷調整品に関する情報提供の徹底について

2020年7月16日に日本製薬団体連合会より「医療機関・薬局に対する欠品・出荷調整品に関する情報提供の徹底について」（日薬連発第500号）が加盟団体に通達が出されました。この中に、欠品・出荷調整等に係る医薬品が発生してしまった際に医療関係者の皆様に4項目の情報提供をする事が求められておりますので、会員の皆様におかれましては、周知徹底をお願い申し上げます。

以上



～後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップに基づく～

ジェネリック医薬品供給ガイドライン

平成 26 年 3 月

日本製薬団体連合会

GE ロードマップ対応プロジェクト



<目次>

1. 序文	
1) 本ガイドライン制定の目的	2
2) 本ガイドラインの対象者	2
3) 本ガイドライン制定の背景	2
4) 本ガイドラインの改訂	2
2. 安定供給に寄与する組織・責任者について	
1) 組織・責任者	2
2) 安定供給管理責任者の責務について	3
3) 安定供給責任者の責務について	3
3. 安定供給に寄与するための手順について	
1) 原薬の安定確保に関する手順について	3
2) 在庫管理に関する手順について	4
3) 生産管理に関する手順について	4
4) 他社に製剤を製造委託する場合の手順について	4
5) 配送に関する手順について	5
6) 安定供給に関連する情報の収集、評価に関する手順について	5
7) 安定供給に支障をきたすおそれがある案件発生時の対応に関する手順について	5
8) 品切れ等発生時の対応に関する手順について	6
9) 供給停止に関する手順について	6
10) 記録に関する手順について	7
11) 自己点検に関する手順について	7
12) 制定改廃に関する手順について	7



1. 序文

1) 本ガイドライン制定の目的

本ガイドラインは、後発医薬品（以下、ジェネリック医薬品）の安定供給を確保するため、製造販売業者が安定供給マニュアルを作成するための指針を示すものである。

2) 本ガイドラインの対象者

ジェネリック医薬品を製造販売するすべての企業

3) 本ガイドライン制定の背景

ジェネリック医薬品の製造販売業者は、平成 19 年に策定された「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」において示された、納品までの時間短縮、在庫の確保、注文先の一覧性の確保、全規格揃え、後発医薬品の数量シェア拡大への対応など、安定供給に関する多くの課題に取り組んできた。しかし、「品切れ品目ゼロ」は達成出来ず、新たに原薬製造所における製造管理・品質管理（GMP）に係る課題が浮上してきた。

このような状況下、平成 25 年に策定された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、ジェネリック医薬品の製造販売業者が「安定供給マニュアル」を作成するための指針となる「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」を業界団体で策定することとされた。

すべてのジェネリック医薬品の製造販売業者は、本ガイドラインに準拠した「安定供給マニュアル」を作成・運用し、適切な需要予測に基づく原薬等の確保、製造管理・品質管理の徹底により、医薬品製造販売業者として安定供給の責任を果たすことが強く期待されている。

4) 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインに示す留意事項は、作成時点における一般的な知見・手法等を反映したものであり、これらの情報は時間経過とともに変わり得るものである。従って、本ガイドラインは今後新たな情報等を踏まえて改訂されることがある。

2. 安定供給に寄与する組織・責任者について

1) 組織・責任者

- ・ 製造販売業者は、営業部門、生産部門、物流部門、研究開発部門、受注部門、購買部門、信頼性保証部門、薬事部門、在庫管理部門等安定供給に関連する社内各部門の相互緊密な連絡調整が図れる体制を確立すること。
- ・ 製造販売業者は、安定供給を管掌する「安定供給管理責任者」（役員相当）を定めること。また、実務担当者として「安定供給責任者」を定めること。



2) 安定供給管理責任者の責務について

- ・ 「安定供給責任者」の業務が適正かつ円滑に行えるよう取り計らうこと。
- ・ 「安定供給責任者」が制定・改訂を行った「安定供給マニュアル」を承認すること。

3) 安定供給責任者の責務について

- ・ 「安定供給マニュアル」の制定・改訂を行い、「安定供給管理責任者」の承認を得るとともに社内関係者に周知徹底すること。
- ・ 安定供給に関する情報を的確に判断し、安定供給に支障をきたすおそれがある案件発生時には、緊急に対策会議を招集するなど社内外の調整を行い、品切れ発生を出来る限り防止すること。
- ・ 品切れ発生時には社内外の調整を行い、市場に対する影響を最小限に抑えるよう努めること。

3. 安定供給に寄与するための手順について

安定供給マニュアルは、次の内容に留意して定めること。

1) 原薬の安定確保に関する手順について

- ・ 製造先の選定においては次の点に留意すること。
 - ① 製造所が十分な製造能力と品質保証体制を有し、安定供給する能力があることを確認すること。
 - ② 輸入する場合は輸入業者及び原薬等登録原簿（マスタファイル）の国内管理人の適格性を確認すること。
- ・ 供給契約に際して、次の点を考慮すること。
 - ① 供給中止する場合の事前報告時期について、代替製品を確保できるよう十分な時間的余裕をもって設定すること。
 - ② 品質問題等が生じた場合の迅速な情報提供義務を設定すること。
 - ③ 製造方法、製造場所等を変更する場合は、計画の段階であらかじめ情報提供及び協議することを設定すること。
 - ④ 別途、供給期間を確認すること。
- ・ 製造所と緊密に連絡をとり、生産の状況を把握するとともに、製造所への要望事項・指示事項等を適宜、的確に伝えること。特に発注計画は、十分な時間的余裕をもって伝達すること。
- ・ 海外製造所の場合、輸入業者及び原薬等登録原簿（マスタファイル）の国内管理人との緊密な連絡体制を整備すること。
- ・ 製造所への製造管理及び品質管理の確認は、原則実地によること。特に海外製造所への確認にあつては、適切かつ合理的に確認が行えるよう第三者調査機関等の活用も考慮すること。



- ・ 原薬の供給状況、製剤の市場性等を踏まえてリスク評価を行い、必要に応じて原薬のダブルソース化などの対応を図ること。

2) 在庫管理に関する手順について

- ・ 「在庫管理の担当者」を定め、生産実績、販売実績及び在庫状況を把握し、必要に応じて、生産計画・購買計画の見直し等を要請すること。
- ・ 個々の製品の包装単位ごとに適正在庫量と対応を要する在庫量の水準などを設定すること。その際、原薬、製剤などの製造リードタイムを考慮すること。
- ・ 特に輸入原薬及び製剤に関しては、入手までのリードタイムについて考慮すること。
- ・ 社内在庫及び流通在庫を合わせて、平均2か月以上を確保すること。

3) 生産管理に関する手順について

- ・ 製品別に標準製造リードタイムを設定するなど、精度の高い生産計画に基づき生産を行うこと。
- ・ 季節による需要変動等を考慮して、生産計画に反映すること。
- ・ 新規発売品については、十分な初期在庫量を確保し、必要に応じて追加製造できる体制を整備しておくこと。
- ・ 製品納期の変更があった場合、関係各部門に迅速に連絡する体制を整備すること。
- ・ 生産施設・設備の故障により不測の生産停止をきたさないように、適切に保守・点検を実施するとともに代替部品等を確保すること。
- ・ 生産設備の増設・改造時等においては、製品の安定供給に支障をきたさないよう計画すること。
- ・ 製造販売承認一部変更承認申請を要する製造方法及び製造所変更にあたっては、次の点に留意すること。
 - ① 承認までの間、必要に応じ現製剤が製造可能な状態を維持すること。
 - ② 承認までの期間が予想より長引くことを考慮して、現製剤の在庫量を確保すること。また、承認までの間、審査状況について社内関係部門間の情報共有に努めること。

4) 他社に製剤を製造委託する場合の手順について

- ・ 製造委託先の選定においては次の点に留意すること。
 - ① 委託先が十分な製造能力と品質保証体制を有し、安定供給する能力があることを確認すること。
- ・ 委受託契約に際して、次の点を考慮すること。
 - ① 供給中止する場合の事前報告時期について、代替製品を確保できるよう



十分な時間的余裕をもって設定すること。

- ② 品質問題等が生じた場合の迅速な情報提供義務を設定すること。
- ③ 製造方法、製造場所等を変更する場合は、計画の段階であらかじめ情報提供及び協議することを設定すること。
- ④ 別途、供給期間を確認すること。
- ・ 委託先と緊密に連絡をとり、生産の状況を把握するとともに、委託先への要望事項・指示事項等を適宜、的確に伝えること。特に発注計画は、十分な時間的余裕をもって伝達すること。
- ・ 製造所への実地による製造管理及び品質管理の確認を徹底すること。

5) 配送に関する手順について

- ・ 配送業者との契約を含めた配送に関する一連の手順を定めること。
- ・ 期日指定された場合、指定納期までに配送する手順を定めること。
- ・ 卸業者が在庫切れした場合の配送手順を定めること。

6) 安定供給に関連する情報の収集、評価に関する手順について

- ・ 安定供給責任者は、日頃から原薬、副原料、資材、製品の供給状況の把握に努めること。
- ・ 社内関連各部門は、安定供給に関連する情報を収集した場合、速やかに安定供給責任者に報告すること。
- ・ 安定供給責任者は、上記の供給状況及び情報を評価し、必要な措置を講じること。
- ・ 安定供給に関連する収集項目をあらかじめ定めること。

<収集項目例>

他社の製造中止、回収及び出荷調整に係る情報

製造所（原薬、副原料、資材、製品）の供給状況

製造所における災害、事故並びに製造国の政治情勢

市場動向（大口医療機関の採用状況、感染症・花粉症等季節性疾患の発生状況、治療ガイドラインの改訂情報等）

海外における査察指導および品切れ状況（FDA の Drug Shortage 等） 等

7) 安定供給に支障をきたすおそれがある案件発生時の対応に関する手順について

- ・ 安定供給責任者は、発生した案件を検討するための対策会議を開催すること。
- ・ 会議体の権限・構成員等について定めること。
- ・ 決定された対応を遂行する社内の役割分担を定めること。

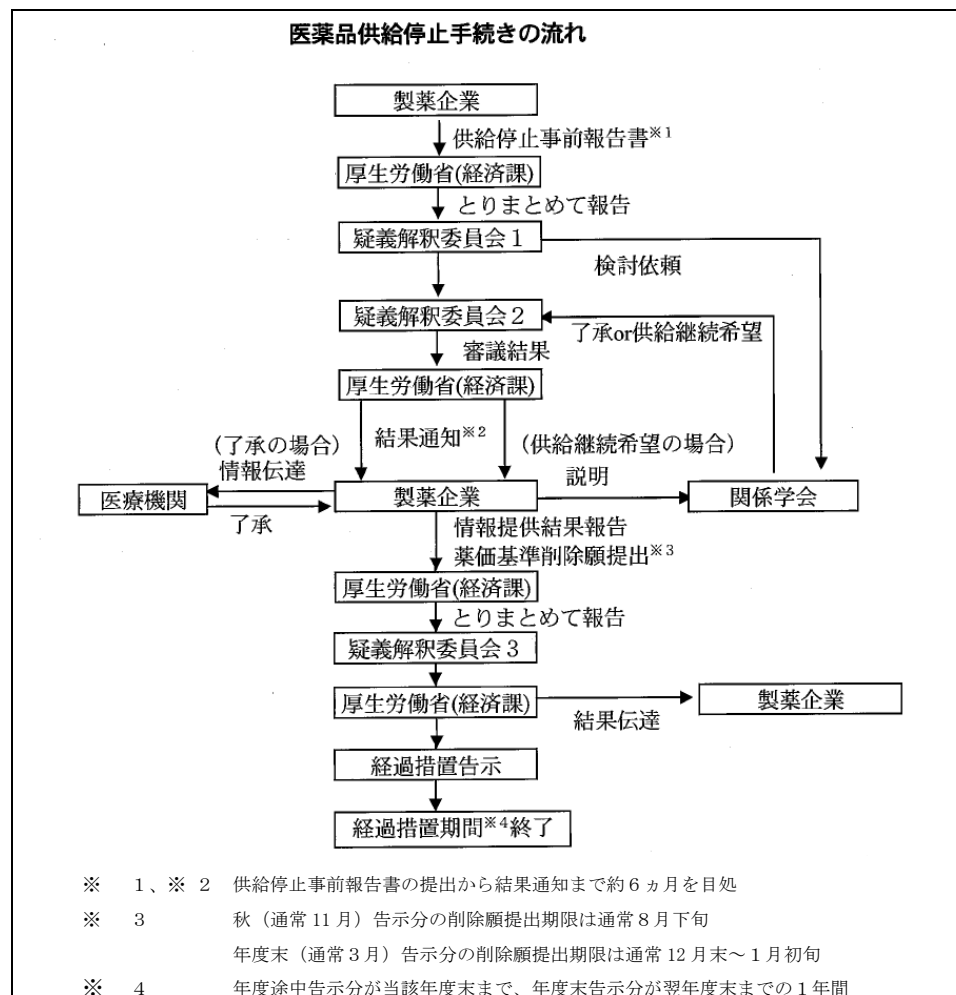


8) 品切れ等発生時の対応に関する手順について

- ・ 代替品等を含めた品切れに関する情報を迅速に医療機関、取引先に提供すること。
- ・ 代替品の市場への供給等に関し、同一含量規格品を製造販売する他社に連絡し、協力要請をすること。その際、医療機関への案内開始時期、供給停止期間、販売実績等の情報を提供すること。なお、先発医薬品の製造販売業者にも極力情報提供すること。
- ・ 厚生労働省医政局経済課に事前に報告すること。
- ・ 品切れが生じた原因を究明し、再発防止の措置をとること。

9) 供給停止に関する手順について

- ・ 医薬品供給停止手続きの流れ（下図参照）に沿った手順を定めること。



医療保険制度の概要と薬価基準(平成24年12月)大阪医薬品協会より

- ・ 医療機関への供給停止案内は、日本医師会疑義解釈委員会了承後に行うとともに、在庫消尽までに余裕の期間を持つこと。



- ・ 供給停止予定品目については、市場占有率が高い場合など必要に応じ同一含量規格品を製造販売する他社へ事前に情報提供すること。その際、医療機関への案内開始時期、供給停止時期、販売実績等の情報を提供すること。

10) 記録に関する手順について

- ・ 本手順に定める記録には、次の項目が考えられる。
 - ① 安定供給に支障をきたすおそれがある案件発生時の対応記録
 - ② 品切れ等発生時の対応記録
 - ③ 供給停止の場合の対応記録
 - ④ 自己点検記録

11) 自己点検に関する手順について

- ・ 安定供給マニュアルの遵守状況について自己点検を実施すること。

12) 制定改廃に関する手順について

- ・ 定期的に見直しを行う等の手順を定めること。

了



日薬連発第 500 号
2020 年 7 月 16 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会
会長 手代木 功

医療機関・薬局に対する欠品・出荷調整製品に関する情報提供の徹底について

日頃から日本製薬団体連合会の活動に対してご協力いただき感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対して種々対応いただいている中、医薬品の安定供給に尽力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、最近、欠品・出荷調整に係る医薬品が増加する中で、医療機関・薬局の先生方に対して十分な情報提供が行われず、医療関係者の皆様、患者様に多大なご迷惑をお掛けしている事例が発生しております。

上記の状況を鑑み、医薬品の安定供給は製薬企業にとって、使命・責務であることを再度ご認識いただきたくお願い申し上げます。その上で、欠品・出荷調整等に係る医薬品が発生してしまった際には、下記に記載する事項につき、可及的速やかにかつ確実に、医療関係者の皆様に情報提供いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方宜しくお願いいたします。

記

1. 欠品・出荷調整に至った理由
2. 供給再開見込時期
3. 代替薬を取り扱うメーカーとの事前調整に基づく代替薬に関する情報
4. お問い合わせに対応する窓口の明示と医療現場からの要望等に対する適切な対応策

以上